

繊維リサイクル技術研究会運営内規

第1条（目的）

1. 本研究会は、繊維および繊維機械に携わる種々の分野の技術者、研究者が一同に集い、環境にやさしい繊維産業構築のための活動の場を提供する。
2. さらに、繊維リサイクル技術に関心を持つ、産・学・官の密接な交流のもとに、繊維関連産業の発展のための様々な情報交換や交流のためのネットワークを結ぶことを目的とする。

第2条（名称及び事務局）

本会は「繊維リサイクル技術研究会」と称し、事務局を京都工芸繊維大学大学院先端ファイブ科学専攻井野晴洋研究室（〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎御所海道町）におく。

第3条（会員）

本研究会は次の会員を以って組織する。

個人会員 繊維リサイクル技術に関心を持つ個人

法人会員 繊維リサイクル技術に関心を持つ法人企業

学生会員 繊維リサイクル技術に関心を持つ大学生

第4条（活動）

本研究会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1）集会行事

- ・月例情報交換会
- ・繊維機械学会年次大会「特定テーマセッション」の企画協力
- ・リサイクル関連施設の見学

2）出展事業

- ・各所の展示会に繊維リサイクル技術研究会の成果を披露

3）出版事業

- ・「繊維リサイクルハンドブック」（仮称）の出版

4）WGの立ち上げと充実

5）その他本会の目的を達成するために必要な出版

第5条（役員）

1. 本研究会に次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 3名

運営委員 若干名

2. 役員を選出は運営委員会の中から互選し、総会で承認を受ける。
3. 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6条（運営および運営委員会）

1. 会員の中から運営委員を選出し運営委員会を組織する。
2. 運営委員会は、当該年度の事業方針および予算を作成する。
3. 運営委員は各事業の企画立案をする。

第7条（会費）

会員は次の会費を納める。

個人会員 年額 5,000 円

法人会員 年額 25,000 円

学生会員 年額 2,000 円

第8条（総会）

本研究会は毎年1回以上総会を開き次の事項を審議する。

- 1 事業・会計に関する事項
- 2 役員の選出に関する事項
- 3 その他本会の目的達成のための必要事項

第9条（事業年度）

本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第10条（運営内規の変更）

本会の運営内規の改廃に関しては運営委員会の議を経て、総会にて承認を受ける。

第11条（その他）

この内規に定めない事項については委員長が定め、総会にて承認を受ける。

附則

（施行期日）

この運営内規は、平成14年7月26日から施行する。

（改正）

この運営内規は、平成17年7月26日一部改正。

平成19年7月20日一部改正。

平成21年7月17日一部改正。

平成28年7月26日一部改正。